

地方財政審議会第 29 回地方公務員共済組合分科会 議事要旨

1 日時

令和 2 年 3 月 26 日（木） 10：30～11：15

2 場所

中央合同庁舎第 2 号館 3 階 消防庁第一会議室

3 出席者（敬称略）

委 員	堀場 勇夫	地方財政審議会委員（分科会長）
	植木 利幸	地方財政審議会委員
	野坂 雅一	地方財政審議会委員
特別委員	高山 憲之	一橋大学名誉教授（座長）

※ 新型コロナウイルスの感染防止のため、出席者を限定して開催

4 議事概要

<報告事項>

- (1) 平成 30 年度厚生年金保険法第 79 条の 8 第 2 項に基づく地方公務員共済組合連合会に係る管理積立金の管理及び運用の状況についての評価の結果について

- ・ 事務局から、資料 1 の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 株価の乱高下が続いている状況であるが、今後の運用について、中長期的にプラスの超過収益率を目指していくために、どのようなことに留意するのか。

→ 足下の状況が厳しいのは事実。リスク分散をどのように行っていくのかがまず一つあるが、一番の目的は、中長期的な視点で安定的な運用ができるようにすることである。

- ・ リスク分散とは、ポートフォリオで行うということによろしいか。運用実績を見ながら、運用委託先の見直しを図ることも含まれるということか。

→ 現在のポートフォリオにおいて許容乖離幅が設定されており、その範囲で柔軟に対応できることになっている。また、それぞれの資産でどういった銘柄を保有するのかなども含めて、様々な形での分散投資を行うことが、結果的にリ

スク分散に繋がると考えている。運用実績に基づく運用委託先の見直しも含め、運用機関において適切に対応していただけるものと考えている。

(2) 地方公務員共済における非常勤職員への短期給付等の適用について

- ・ 事務局から、資料 2 及び資料 3 の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 雇用と年金の接続について、定年引上げの改正法案では、65 歳までの定年延長の義務付けと、70 歳までの就業機会の確保が努力義務として盛り込まれている。現時点で地共済としては、どのようなことを検討しているのか。75 歳までの引上げとなると、無収入期間をなくするような制度設計は検討されているのか。

今後、65 歳以上の雇用と年金の接続に係る制度設計の議論については、地方に対して適切・的確な情報提供をお願いしたい。

→ 定年引上げ法案は先日閣議決定され、これから国会審議がされるところである。現在の法案どおり成立すると、地方公務員の定年は 65 歳まで段階的に引上げられていく予定である。65 歳に到達すると、現在の 65 歳を原則とする厚生年金の支給開始時期と接続することとなるが、その先については、今後議論されるべきものと考えている。

今回の受給開始時期の選択肢の拡大については、あくまで 65 歳から受給できる原則の中で、本人の選択で、収入がある方等は受給開始時期を繰下げすることができるとするものであり、65 歳受給開始の原則を変えるということについては、年金制度改革法案の中でも盛り込まれていない。

地方への情報共有については適切に行っていきたい。

- ・ 適用拡大の対象者及び影響額はどの程度か。

→ 対象者は組合員本人で約 74 万人、その被扶養者で約 21 万人程度ではないかと思込んでいる。また、影響額については、短期給付全体における収支差で約 500 億円程度支出増になる可能性があると考えている。

なお、令和 2 年度以降、会計年度任用職員制度が施行され、その運用状況も把握しながら、令和 4 年度に向けて数字を精査していく必要があると考えている。

以 上